

幼保連携型認定こども園の認可について

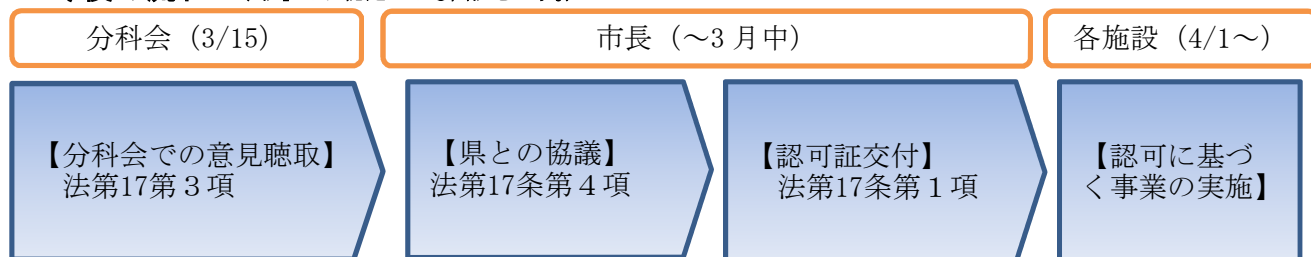
1 概要：

次の2園について、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）に基づき、市長が幼保連携型認定こども園の認可を行うに当たって、当分科会の意見を伺うもの。

No.	項目	1	2
1	新施設名称 (現行名称)	認定こども園りんごの木 (清風幼稚園)	久之浜こども園 (久之浜第一幼稚園)
2	認可申請日	29. 2. 22	29. 2. 16
3	開設(予定)日	29. 4. 1	29. 4. 1
4	施設類型	幼保連携型	幼保連携型
5	新利用定員/ 現利用定員(人)	73/40	99/75
6	法人名	学校法人 相双キリスト教学園	学校法人 志賀学園
7	代表者名	坂本道夫	志賀文岳
8	施設長(園長)名	坂本道夫	青木孝子
9	施設所在地	平谷川瀬字仲山町 25	大久町小久字連郷 15-1
10	現・施設類型	幼稚園 (新制度)	幼稚園 (新制度)
11	施設整備補助	有り (未満児室の増築等)	有り (新築)
12	整備分竣工日	29. 2. 28	29. 3. 10
13	認可基準(市条例) ※の適否	別紙 (当日配布)	別紙 (当日配布)
14	新類型認可定員/ 現行類型認可定員 (人)	73/80	99/120

※市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例等

2 今後の流れ：(「法」とは認定こども園法をいう。)



(参考)

●法令抜粋

【就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)(抄)】

(設置者)

第12条 幼保連携型認定こども園は、国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人のみが設置することができる。

(設備及び運営の基準)

第13条 都道府県(地方自治法第252条の19第1項の指定都市又は同法第252条の22第1項の中核市(以下「指定都市等」という。)の区域内に所在する幼保連携型認定こども園(都道府県が設置するものを除く。)については、当該指定都市等。次項及び第25条において同じ。)は、幼保連携型認定こども園の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、子どもの身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な教育及び保育の水準を確保するものでなければならない。

市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成26年いわき市条例第32号)等

(設置等の認可)

第17条 国及び地方公共団体以外の者は、幼保連携型認定こども園を設置しようとするとき、又はその設置した幼保連携型認定こども園の廃止等を行おうとするときは、都道府県知事(指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こども園については、当該指定都市等の長。次項、第3項、第6項及び第7項並びに次条第1項において同じ。)の認可を受けなければならない。

2 (略)

3 都道府県知事は、第1項の認可をしようとするときは、あらかじめ、第25条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かななければならない。

4 指定都市等の長は、第1項の認可をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。

(都道府県における合議制の機関)

第25条 第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、都道府県に、条例で幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。

市社会福祉審議会条例(平成12年いわき市条例第9号)

(専門分科会)

第6条 1～5 (略)

6 児童福祉専門分科会は、法第12条第2項の規定により読み替えて適用される法第11条第1項の規定により児童福祉に関する事項を調査審議するほか、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項各号に掲げる事務を処理し、並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議する。

(別紙)

●主な基準と確認内容及び項目ごとの基準※適合の適否等(※市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例等)

条項等	基準(条文抜粋(一部省略等あり))	1 認定こども園りんごの木		2 久之浜こども園													
		確認内容	適否	確認内容	適否												
第5条	<p>(学級の編製の基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> 満3歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制するものとする。 1学級の園児数は、30人以下とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 3歳児クラス 1組 4歳児クラス 1組 5歳児クラス 1組 合計：3学級	適	<ul style="list-style-type: none"> 3歳児クラス 1組 4歳児クラス 1組 5歳児クラス 1組 合計：3学級	適												
第6条	<p>(園舎及び園庭)</p> <ul style="list-style-type: none"> 幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を備えなければならない。 園舎は、2階建て以下を原則とする。ただし、特別の事情があるときは、3階建て以上とすることができる。 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所(以下この項及び次項において「保育室等」という。)は、1階に設けるものとする。ただし、園舎が第15条において準用するいわき市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年いわき市条例第61号。以下「最低基準条例」という。)第24条第7号ア、イ及びカに掲げる要件を満たすときは保育室等を2階に(中略)に設けることができる。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>・最低基準条例第24条第7号(抜粋)</p> <p>ア 耐火建築又は準耐火建築物</p> <p>イ ・ 常用として屋内階段又は屋外階段のいずれか1つ以上があること</p> <p>・ 避難用として、次の施設の1つ以上があること</p> <p>①建築基準法施行令に規定する構造の屋内階段</p> <p>②待避上有効なバルコニー</p> <p>③建築基準法に掲げる準耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>④屋外階段</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> 園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。 園舎の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。 <p>(1) 次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積(㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1学級</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>2学級以上</td> <td>320+100×(学級数-2)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 満3歳未満の園児数に応じ、次条第6項の規定により算定した面積</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第7条</p> <p>6 次の各号に掲げる設備の面積は、それぞれ当該各号に定める面積以上とする。</p> <p>(1) 乳児室又はほふく室 3.3平方メートルに満2歳未満の園児数を乗じて得た面積</p> <p>(2) 保育室又は遊戯室 1.98平方メートルに満2歳以上の園児数を乗じて得た面積</p> </div> 園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。 <p>(1) 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積</p> <p>ア 次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積(㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2学級以下</td> <td>330+30×(学級数-1)</td> </tr> <tr> <td>3学級以上</td> <td>400+80×(学級数-3)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 3.3平方メートルに満3歳以上の園児数を乗じて得た面積</p> <p>(2) 3.3平方メートルに満2歳以上満3歳未満の園児数を乗じて得た面積</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(参考) 条例附則第5項</p> <p>当分の間、幼稚園を廃止し設置する幼保連携型認定こども園における園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。</p> <p>・上記(1)ア+(2)</p> </div> 	学級数	面積(㎡)	1学級	180	2学級以上	320+100×(学級数-2)	学級数	面積(㎡)	2学級以下	330+30×(学級数-1)	3学級以上	400+80×(学級数-3)	<ul style="list-style-type: none"> 図面及び実地調査により確認 図面及び実地調査により2階建ての建築物であることを確認 保育室(0~5歳児室)等はすべて1階部分であることを確認 既存園舎の遊戯室②について2階部分にあることから、左記の基準に適合していることを提出資料・実地調査により確認 <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存園舎：鉄骨造2階建 昭和57年築 延床面積 468.21㎡ 増築部分：木造平屋建 平成29年築 延床面積 382.17㎡ <ul style="list-style-type: none"> 図面及び実地調査等により、同一敷地内であることを確認 <p>(1) : 320+100×(3-2) = 420㎡</p> <p>(2) : 89.1㎡</p> <ul style="list-style-type: none"> 0・1歳児 : 3.3×18人 = 59.4㎡ 2歳児 : 1.98×15人 = 29.7㎡ <p>A : (1)+(2) = 509.1㎡</p> <p>B : 園舎面積 = 850.38㎡</p> <p>A < B</p> <p>(1) : ア) 400+80×(3-3) = 400㎡</p> <p>イ) 3.3×40人 = 132㎡</p> <p>ア>イにより 400㎡</p> <p>(2) : 3.3×15人 = 49.5㎡</p> <p>A : (1)ア+(2) = 449.5㎡</p> <p>B : 園庭面積 = 761.83㎡</p> <p>A < B</p>	適	<ul style="list-style-type: none"> 図面及び実地調査により確認 図面及び実地調査により平屋建て(2階部分なし)の建築物であることを確認 上記のとおり平屋建てのため、すべての設備が1階に設置 <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> 新築園舎：木造平屋建 平成29年築 延床面積 699.78㎡ <ul style="list-style-type: none"> 図面及び実地調査等により、同一敷地内であることを確認 <p>(1) : 320+100×(3-2) = 420㎡</p> <p>(2) : 67.32㎡</p> <ul style="list-style-type: none"> 0・1歳児 : 3.3×15人 = 49.5㎡ 2歳児 : 1.98×9人 = 17.82㎡ <p>A : (1)+(2) = 487.32㎡</p> <p>B : 園舎面積 = 699.78㎡</p> <p>A < B</p> <p>(1) : ア) 400+80×(3-3) = 400㎡</p> <p>イ) 3.3×75人 = 247.5㎡</p> <p>ア>イにより 400㎡</p> <p>(2) : 3.3×24人 = 79.2㎡</p> <p>A : (1)ア+(2) = 479.2㎡</p> <p>B : 園庭面積 = 743.98㎡</p> <p>A < B</p>	適
学級数	面積(㎡)																
1学級	180																
2学級以上	320+100×(学級数-2)																
学級数	面積(㎡)																
2学級以下	330+30×(学級数-1)																
3学級以上	400+80×(学級数-3)																

<p>第7条</p>	<p>(設備の基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> 園舎には、次に掲げる設備（乳児室又はほふく室については、満2歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合に限る。）を備えなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育室と遊戯室及び職員室と保健室とは、それぞれ兼用することができる。 (1)職員室 / (2)乳児室又はほふく室 (3)保育室 / (4)遊戯室 / (5)保健室 (6)調理室 / (7) 便所 (8)飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備 保育室（満3歳以上の園児に係るものに限る。）の数は、学級数を下回ってはならない。 園児に対する食事の提供について、幼保連携型認定こども園内で調理する方法により行う園児数が20人に満たない場合においては、当該食事の提供を行う幼保連携型認定こども園は、第1項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えなければならない。 飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して備えなければならない。 次の各号に掲げる設備の面積は、それぞれ当該各号に定める面積以上とする。 (1) 乳児室又はほふく室 3.3平方メートルに満2歳未満の園児数を乗じて得た面積 (2) 保育室又は遊戯室 1.98平方メートルに満2歳以上の園児数を乗じて得た面積 第1項に掲げる設備のほか、園舎には、規則で定める設備を備えるよう努めなければならない。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則 第2条 条例第7条第7項の規則で定める設備は、次に掲げるものとする。 (1)放送聴取設備 / (2)映写設備 / (3)水遊び場 (4)園児洗浄用設備 / (5)図書室 / (6)会議室</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 凶面及び実地調査により各設備を確認 ■職員室 ■乳児室又はほふく室 ■保育室 ■遊戯室 ■保健室（職員室と隣接） ■調理室 ■便所 ■飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備 ・ 学級数＝3クラス >保育室（満3歳児以上）＝3部屋 ・ 1号認定こどもへの提供も行う予定のため、食事を提供する園児数は20人以上となり、調理室が必要となるが、当該施設についての整備及び必要な設備を確認 ・ 実地調査により確認 ・ 乳児室 3.3×6人 ＝19.8㎡<33.12㎡ ・ 1歳児室（ほふく室） 3.3×12人 ＝39.6㎡<61.69㎡ ・ 2歳児室 1.98×15人 ＝29.7㎡<42.09㎡ ・ 3歳児室 1.98×13人 ＝25.74㎡<49.5㎡ ・ 4歳児室 1.98×13人 ＝25.74㎡<49.5㎡ ・ 5歳児室 1.98×14人 ＝29.7㎡<47.68㎡ （努力義務） ■放送聴取設備 □映写設備 ■水遊び場 ■園児洗浄用設備 ■図書室（図書コーナー） ■会議室 	<p>適</p> <p>適</p> <p>適</p> <p>適</p> <p>適</p> <p>適</p> <p>適</p> <p>適</p> <p>適</p> <p>適</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 凶面及び実地調査により各設備を確認 ■職員室 ■乳児室又はほふく室 ■保育室 ■遊戯室（保育室兼用） ■保健室（職員室内） ■調理室 ■便所 ■飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備 ・ 学級数＝3クラス >保育室（満3歳児以上）＝3部屋 ・ 1号認定こどもへの提供も行う予定のため、食事を提供する園児数は20人以上となり、調理室が必要となるが、当該施設についての整備及び必要な設備を確認 ・ 実地調査により確認 ・ 乳児室 3.3×6人 ＝19.8㎡<36.87㎡ ・ 1歳児室（ほふく室） 3.3×9人 ＝29.7㎡<35.13㎡ ・ 2歳児室 1.98×9人 ＝17.82㎡<49.07㎡ ・ 3歳児室 1.98×25人 ＝49.5㎡<52.5㎡ ・ 4歳児室 1.98×25人 ＝49.5㎡<52.5㎡ ・ 5歳児室 1.98×25人 ＝49.5㎡<53.93㎡ （努力義務） ■放送聴取設備 □映写設備 ■水遊び場 ■園児洗浄用設備 □図書室 □会議室 	<p>適</p> <p>適</p> <p>適</p> <p>適</p> <p>適</p> <p>適</p> <p>適</p> <p>適</p> <p>適</p>
<p>第8条</p>	<p>(園具及び教具)</p> <ul style="list-style-type: none"> 幼保連携型認定こども園には、学級数及び園児数に応じ、教育上及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実地調査により確認・指示済 ■ピアノ等の楽器、その他教具 ■薬箱等の設置 ■その他（AED） 	<p>適</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実地調査により確認・指示済 ■ピアノ等の楽器、その他教具 ■薬箱等の設置（指示） ■その他（AED） 	<p>適</p>
<p>第9条</p>	<p>(職員の配置の基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> 幼保連携型認定こども園には、学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭（次項において「保育教諭等」という。）を1人以上置かなければならない。 特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該幼保連携型認定こども園の学級数の3分の1の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学級編成及び職員編成により確認 ・ 左記規定の適用なし 	<p>適</p> <p>適</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学級編成及び職員編成により確認 ・ 左記規定の適用なし 	<p>適</p> <p>適</p>

	<ul style="list-style-type: none"> 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、別表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数を合算した数以上の数とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下回ってはならない。 <p>(別表)</p> <table border="1" data-bbox="304 365 955 549"> <thead> <tr> <th>園児</th> <th>員数(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>満1歳未満</td> <td>おおむね3人につき1人</td> </tr> <tr> <td>満1歳以上満3歳未満</td> <td>おおむね6人につき1人</td> </tr> <tr> <td>満3歳以上満4歳未満</td> <td>おおむね20人につき1人</td> </tr> <tr> <td>満4歳以上</td> <td>おおむね30人につき1人</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、第15条において準用する最低基準条例第25条の規定により、調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園にあっては、調理員を置かないことができる。 幼保連携型認定こども園には、規則で定める職員を置くよう努めなければならない。 <div data-bbox="304 905 955 1074" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>規則第3条 条例第9条第5項の規則で定める職員は、次に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 副園長又は教頭 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭 事務職員 </div>	園児	員数(人)	満1歳未満	おおむね3人につき1人	満1歳以上満3歳未満	おおむね6人につき1人	満3歳以上満4歳未満	おおむね20人につき1人	満4歳以上	おおむね30人につき1人	<p>・認可日時点における必要職員数</p> <table border="1" data-bbox="989 121 1371 341"> <thead> <tr> <th>歳</th> <th>人数</th> <th>必要職員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0</td> <td>2</td> <td>0.66</td> </tr> <tr> <td>1・2</td> <td>27</td> <td>4.50</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>16</td> <td>0.80</td> </tr> <tr> <td>4・5</td> <td>22</td> <td>0.73</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>6.69÷7人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(人数は3/10時点最新)</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員名簿等により、交代要員等も含め14人の職員を確認 (時間毎の平日、土曜日のシフトもチェックし基準を満たすことを確認済み) 自園調理 調理業務は委託(契約書写し及び業務分担表を確認) 献立:市が作成したものを参考に予定 <p>(努力規定)</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/>副園長又は教頭 <input type="checkbox"/>主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭 <input checked="" type="checkbox"/>事務職員 	歳	人数	必要職員数	0	2	0.66	1・2	27	4.50	3	16	0.80	4・5	22	0.73	合計		6.69÷7人	適	<p>・認可日時点における必要職員数</p> <table border="1" data-bbox="1488 121 1871 341"> <thead> <tr> <th>歳</th> <th>人数</th> <th>必要職員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0</td> <td>2</td> <td>0.66</td> </tr> <tr> <td>1・2</td> <td>13</td> <td>2.16</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>20</td> <td>1.00</td> </tr> <tr> <td>4・5</td> <td>46</td> <td>1.53</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>5.35÷5人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(人数は3/10時点最新)</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員名簿等により、交代要員等も含め11人の職員を確認 (時間毎の平日、土曜日のシフトもチェックし基準を満たすことを確認済み) 自園調理 調理業務は直営。調理員(2人)の配置を確認 献立:市が作成したものを参考に予定 <p>(努力規定)</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>副園長又は教頭 <input type="checkbox"/>主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭 <input checked="" type="checkbox"/>事務職員 	歳	人数	必要職員数	0	2	0.66	1・2	13	2.16	3	20	1.00	4・5	46	1.53	合計		5.35÷5人	適
園児	員数(人)																																																		
満1歳未満	おおむね3人につき1人																																																		
満1歳以上満3歳未満	おおむね6人につき1人																																																		
満3歳以上満4歳未満	おおむね20人につき1人																																																		
満4歳以上	おおむね30人につき1人																																																		
歳	人数	必要職員数																																																	
0	2	0.66																																																	
1・2	27	4.50																																																	
3	16	0.80																																																	
4・5	22	0.73																																																	
合計		6.69÷7人																																																	
歳	人数	必要職員数																																																	
0	2	0.66																																																	
1・2	13	2.16																																																	
3	20	1.00																																																	
4・5	46	1.53																																																	
合計		5.35÷5人																																																	
第10条	<p>(教育及び保育を行う期間及び時間)</p> <ul style="list-style-type: none"> 幼保連携型認定こども園における教育及び保育を行う期間及び時間は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> 毎学年の教育週数は、特別の事情がある場合を除き、39週を下回ってはならないこと。 教育に係る標準的な1日当たりの時間(次号において「教育時間」という。)は、4時間とし、園児の心身の発達の程度、季節等に適切に配慮すること。 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間(満3歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、教育時間を含む。)は、1日につき8時間を原則とすること。 	<ul style="list-style-type: none"> 運営規程により確認 	適	<ul style="list-style-type: none"> 運営規程により確認 	適																																														
第11条	<p>(子育て支援事業の内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 幼保連携型認定こども園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。その際、地域の人材及び社会資源の活用を図るよう努めるものとする。 <div data-bbox="304 2101 955 2567" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>認定こども園法施行規則第2条各号に掲げる次の事業のうち、1つ以上を実施</p> <ol style="list-style-type: none"> 地域の子ども及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設する等により、当該子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業 地域の家庭において、当該家庭の子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業 保護者の疾病その他の理由により、家庭において保育されることが一時的に困難となった地域の子どもにつき、認定こども園又はその居宅において保護を行う事業 地域の子どもの養育に関する援助を受けることを希望する保護者と当該援助を行うことを希望する民間の団体又は個人との連絡及び調整を行う事業 地域の子どもの養育に関する援助を行う民間の団体又は個人に対する必要な情報の提供及び助言を行う事業 </div>	<ul style="list-style-type: none"> 左表の5つの取組のうち、①を実施する予定であることを確認 <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> その他、子ども・子育て支援法第59条各号に掲げる地域子ども・子育て支援事業として、延長保育事業及び一時預かり(幼稚園型)事業を実施予定 	適	<ul style="list-style-type: none"> 左記の5つの取組のうち、①を実施する予定であることを確認 <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> その他、子ども・子育て支援法第59条各号に掲げる地域子ども・子育て支援事業として、延長保育事業及び一時預かり(幼稚園型)事業を実施予定 	適																																														

●認定こども園の諸類型と主な基準等について

	認定こども園			
	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
法的性格	学校かつ 児童福祉施設	認可幼稚園(学 校) + 保育所機 能	認可保育所(児 童福祉施設) + 幼稚園機能	幼稚園機能 + 保育所機能
認可権者	いわき市	福島県	いわき市	—
認定権者	いわき市	福島県	福島県	福島県
教育・保 育に携わ る職員	すべて保育教諭 (幼稚園教諭+保 育士)	【満3歳以上】 →幼稚園教諭 or 保育士		
		【満3歳未満】 →保育士		
経過 措置	有(27～31年 度):いずれか一 方で○	無		
給食	・2、3号子どもに対する食事の提供義務あり(1号は提供義務なし) ➢3～5歳:自園調理(外部搬入○) ➢0～2歳:自園調理(外部搬入×) ※ 要・調理室			
例外措 置	有:食事提供人数が計20人未満 →調理設備あれば○ (この場合でも未満児は自園調理)	無		
開園日・ 開園時間	11時間開園、土曜 日開園が原則(弾 力運用可(減算あ り))	地域の実情に 応じて設定	11時間開園、土 曜日開園が原 則(弾力運用可 (減算あり))	地域の実情に 応じて設定